



神奈川県 消防設備会報

第43号 令和2年8月



波を読む

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023
横浜市中区山下町1シルクセンター4F
TEL 045-201-1908
FAX 045-212-0971
<https://www.02-ksk.or.jp>
E-mail:info@02-ksk.or.jp

消防設備会報（第43号 令和2年8月） 目次

理事長 あいさつ 西 津 英 二	1
寄稿 小規模飲食店等への消火器義務化の設置指導について 小田原市消防本部予防課長 岡 部 健	2
表彰の荣誉に輝いた方々	4
優良点検事業所認定制度の活用を！	5
令和2年度第1回理事会・評議員会の概要	
令和元年度事業の実施結果概要	7
役員等の選任	12
令和2年度事業の概要	14
令和元年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・危険物取扱者試験）	16
点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！	18
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	19
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	20
令和2年1月以降の主な通知等	24
（一財）日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧（刊行物注文書）	25
協会からのお知らせ	27

表紙:波を読む

早朝、鎌倉の材木座海岸。波乗りの人がとても絵になる。風景写真好きの自分にとっては、自然スポーツに親しむ人の姿もなかなか興味深い。自然を愛し、気象を心得、己を知る。自然を相手にするという事は、技術の他にも多くの知るべき事柄を習得しているのだろう。そんな真剣な姿は、美しく、もはや大海原の風景の一部と化している。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁 様）



理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理事長 西 津 英 二

消防設備業界の発展に資することを目的に、協会発足以来、関係者のご尽力を賜り、長きにわたり、その発展に努めて参りましたが、この間、当協会の事業運営等につきましては、会員の皆様はもとより、行政機関や関係団体の皆様にとにかくならぬご支援、ご指導、ご協力を賜りましたこと、改めて、誌面を借りまして厚くお礼申し上げます。

ぜひ明るい時代になるようにと願われるなかオリンピックイヤー2020年（令和2年）はスタートしましたが、国難、地球規模の災禍ともいわれる新型コロナウイルス感染症の拡大によりオリンピックは延期、社会情勢も日常生活も大きく変わりました。

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言がなされ、4月13日消防法に基づく防火管理者、防災管理者の選任、消防用設備等の設置その他各種点検報告・届出等を実施することが困難な場合の運用について、消防庁予防課長から弾力的運用等の通知が発出されました。

社会全体ではソーシャルディスタンス、リモートワークという言葉も飛び交い、働き方も変わらざるを得ない状況となり、業界、会社、個人各々工夫しながら、前に進むための試行錯誤が続いているのではないのでしょうか。

安全な社会基盤、住民の生命と財産を守る役割の一端を担う当協会では、どのような社会の変動があっても、防火対象物の安全確保など、安全で安心して暮らせる社会の基盤づくりに努め、住民の生命と財産を守る者として、次の世代に継承していくことが肝要であると、その決意を新たにしたいところであります。

さて、今年度最初の「理事会」、「評議員会」（コロナ感染拡大の影響により書面にての開催）におきまして、協会事業の2本柱である「講習事業」、そして「点検済表示制度（ラベル）事業」が、概ね、順調に推移している旨、事業報告や決算報告としてご承認をいただき、令和最初の事業年度として、一定程度の決算を迎えることができたと考えております。

今年度はコロナ感染拡大の影響により、すでに中止になった講習も多く、厳しいスタートとなっておりますが、これまで以上に、火災予防や防災意識の向上に努めて参りたいと考えております。

神奈川県は、人口、消防用設備等設置義務対象物の件数等、東京都に次ぐ全国第2位の規模となっております。点検済表示制度の実施状況並びに点検報告率など様々な課題のある中、引き続き、行政機関、関係団体の皆様と連携、協力して、会員の皆様、県民の皆様に対し、より一層お役に立てるよう全力を尽くしていく所存でございますので、今後とも一層のご支援とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

小規模飲食店等への消火器義務化の設置指導について

小田原市消防本部 予防課長 岡 部 健

1 はじめに

平成28年12月22日に新潟県糸魚川で発生した大規模な市街地火災を受け、平成30年3月28日に消防法施行令及び消防法施行規則が改正され、延べ面積150㎡未満の飲食店等で火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた対象物へ、消火器の設置義務が拡大されました。小田原市消防本部は2市5町を管轄する広域消防として、県内消防で最も広い約500平方キロメートルの管轄面積を1本部2消防署の体制で消防業務を行っています。このため法令改正に伴い消火器が義務となる可能性がある対象物は約1,600件あり、予防業務専従の消防本部予防課と消防署の消防課だけでは令和元年10月1日の施行日までに立入検査を実施して設置の要否を確認し、義務となる対象物への設置の指導を行うことが困難であるため、現場の消防隊等も立入検査を実施し、施行日までの義務対象物への消火器設置完了を目標に準備を進めました。これまで当消防本部では現場の消防隊等は立入検査をあまり実施していなかったため、今回の法令改正を機会に消防隊等の立入検査のスキルアップを図るための取り組みについて紹介します。

2 予防業務体制

当消防本部の予防業務専従職員は消防本部予防課と小田原消防署及び足柄消防署の消防課に配置されています。対象物の種別や規模により担当が決まっていて、消防本部予防課が防火対象物定期点検報告制度・防災管理点検報告制度対象物及び危険物施設を担当しています。両消防署の消防課は予防課担当対象物以外の消防法第17条の3の2に該当する対象物を担当し、現場の消防隊等である警防課が予防課及び消防課以外の対象物を担当しています。

3 立入検査へ向けての事前準備

今回の法令改正に伴い消防本部予防課が小規模飲食店の実態把握のために必要な飲食店営業者のデータや、法令改正についてのリーフレットの配布を保健福祉事務所に依頼し、対象となる対象物の洗い出しや法令改正の周知を行い、警防課へは立入検査に必要な内容の研修を実施しました。これまで2交代制の部隊である警防課が実施している予防業務は、火災調査、防火対象物使用開始届書に伴う検査及び消防法第8条の訓練への立ち会い指導が主な業務であり、立入検査はほとんど実施していませんでした。立入検査が未経験の職員が大半であり、必要なスキルを身に着けることが急務でした。

〈研修内容〉

- | | |
|-----|---|
| 1回目 | 法令改正の概要、調査、指導時の接遇、指導の流れ。 |
| 2回目 | 用途判定、無窓階判定、収容人員算定、防災物品、消防用設備等
火災予防条例（火気使用設備等）、防火対象物使用開始届出書の記載方法。 |

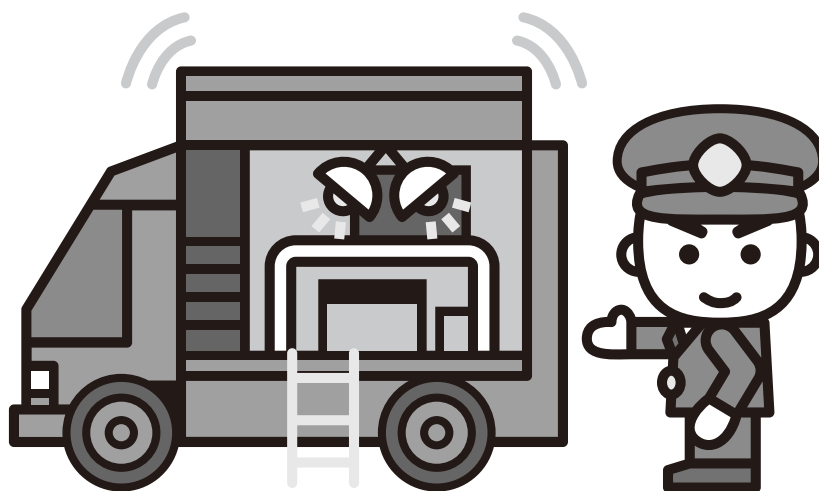
以上の内容を11箇所の署所に対して警防第1課、警防第2課それぞれ2回の研修に予防課の職員が出向して実施し、警防課単独で立入検査を実施するための準備を進めました。

4 今後の課題

今回警防課の職員は小規模飲食店等への法令改正に伴う立入検査を実施したことにより、立入検査の手順や関係者への接遇、用途の取扱い、防火管理、消防用設備等の技術基準、火気使用設備等の技術基準等、幅広い知識と経験を積むことが出来たと思います。身に付けた知識と経験を積み重ねてしっかり定着させるためには、今後も継続して立入検査を定期的の実施していく必要があります。今後は飲食店をターゲットに150㎡以上300㎡未満の防火対象物の立入検査に取組み、いずれは全ての用途、全ての消防用設備等についても立入検査で技術基準に適合しているかを判断できるレベルまで引き上げることを目標に、今年度も研修を継続していく予定です。当消防本部は管轄エリアが広く、研修を行う場合には一箇所に職員を集めなければならず、時間的な効率が悪いので、警防課の職員が当直中に研修を受けられるように、今年度はウェブ会議システムを活用して年間5回程度の研修を11署所一斉に行う計画をたてており、災害活動を主な業務とする警防課に配慮し、災害出動等により研修を受講出来なかった場合のサポート体制を構築し、スキルアップにつなげていくことが課題だと思います。

5 おわりに

今回立入検査を実施した対象物の中には新たに重大違反が発覚したものもあり、改めて立入検査の重要性について再認識させられました。小規模飲食店等のテナントは短い期間で変更されることも多く、受け持ち区域内の防火対象物の状況に精通している消防隊等が立入検査のスキルアップを図り、積極的に立入検査を実施して、火災予防の啓発を行うとともに違反対象物の早期把握と適切な指導を行うことで、違反対象物を減少させることが出来れば、火災の予防や被害の軽減が期待できると思います。



表彰の栄誉に輝いた方々

第19回 協会理事長表彰

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に關し、永年にわたり適正な業務を行った方又は適正な業務の推進に尽力した方等に対して、理事長表彰を行っています。

表彰制度は、平成13年度に創設し、平成31年度（令和元年度）には「第19回理事長表彰」を行いました。

表彰基準は、次の各号のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- 1 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務に従事し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- 2 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務の推進に尽力し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務の推進に尽力した者
- 3 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

今回の表彰にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

○受賞者（五十音順）

池田 篤 様（有限会社ススム消防設備 代表取締役）
伊藤 健一 様（有限会社アイワプリヴェント 代表取締役）
奥山 健一 様（株式会社協商 代表取締役）
河本 康浩 様（有限会社シーエスワン 代表取締役）
工藤 樹 様（通信設備株式会社 代表取締役）
武富 克仁 様（清新防災株式会社 代表取締役）
峯岸 雅宏 様（株式会社総合防災 専務取締役）
株式会社トミ・管理サービス 様（代表取締役 嶋田 祐司 様）

※なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、表彰式は中止となりました。

優良点検事業所認定制度の活用を！

○優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている表示登録会員の事業所を、『優良点検事業所』として認定する当協会独自の制度です。

○手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などをチェックします。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

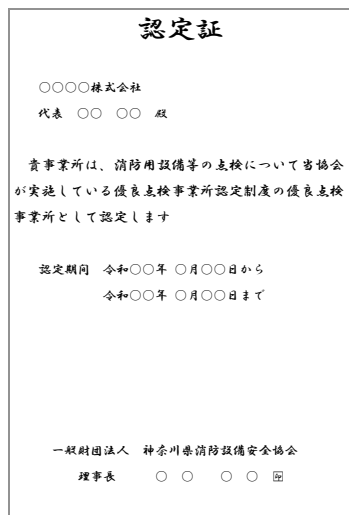
○制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

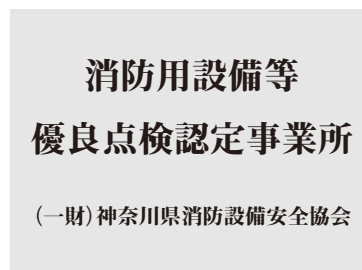
○優良点検事業所に認定されると！

優良点検事業所として認定されますと、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

また、防火対象物には、表示プレートが無償で貸与されます。



認定証



金ラベル証

※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。



表示プレート

○対象地域は！

平成28年度からの制度開始から約1年間は、横浜市、川崎市及び相模原市を対象として実施してきましたが、平成29年8月1からは、より多くの事業所及び防火対象物が制度の対象となるよう、神奈川県内全域を対象としています。

優良点検事業所「認定一覧」

認 定 日	事業所名	住 所	電話番号
2018年10月10日(再)	株式会社 マルヤマ	横浜市磯子区磯子3-1-40	045-761-4317
2018年10月10日(再)	株式会社 栄広プロビジョン	横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1	045-312-3883
2019年 2 月 8 日(再)	有限会社 ヤマト消防設備	横浜市西区平沼1-18-2	045-715-0363
2019年 2 月 8 日(再)	アラームマネジメント株式会社	相模原市中央区星が丘4-2-25 センチュリー星が丘401号	090-8568-4427
2019年 6 月18日(再)	株式会社 東神防災工業	横浜市南区六ッ川2-9-18	045-715-0363
2019年 6 月18日(再)	株式会社 アキタ	相模原市南区相模台6-17-20	042-744-4968
2019年 6 月18日(再)	株式会社 網代防災設備	横浜市神奈川区神大寺3-1-35	045-481-8448
2020年 2 月 7 日(再)	共栄防災設備 株式会社	横浜市神奈川区白幡東町14-7	045-434-1123
2020年 2 月 7 日(再)	相日防災株式会社 横浜本店	横浜市泉区緑園7-7-8	045-811-1390
2018年 6 月19日	株式会社 赤塚防災設備	川崎市川崎区藤崎1-24-17	044-244-0064
2018年10月10日	株式会社 ハマ防災	横浜市磯子区広池町7-4	045-751-6383
2019年 6 月18日	さくら防災 有限会社	横浜市旭区二俣川1-79-26	045-392-1078
2020年 2 月 7 日	パシフィック通工 株式会社	横浜市旭区白根3-16-17	045-955-0011
2020年 2 月 7 日	株式会社 清水商工	横浜市都筑区東方町44	045-472-3488
2020年 2 月 7 日	株式会社 ニチナンメンテ	横浜市港北区日吉7-6-30	045-560-6601

* 認定日の欄中の(再)は、優良点検事業所として再認定された年月日を示します。

令和2年度第1回理事会・評議員会の概要

令和2年度第1回の理事会及び令和2年度第1回評議員会をそれぞれ開催しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による会議として開催し、次の議案についてご審議いただき、すべてが承認されました。

- ・第1号議案 令和元年度事業報告について
- ・第2号議案 令和元年度決算について
- ・第3号議案 役員の選任について

令和元年度事業の実施結果概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

1 各種講習事業

(1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	6/4～6/6	12/3～12/5	3/3～3/5	346	316
2種	6/11～6/13	12/10～12/12	3/10～3/12	313	325
計				659	641

(2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	4/16・4/18	7/10・7/23	1/22・2/18	635	619
2種	4/17・4/19	7/11・7/24	1/23・2/19	645	627
計				1,280	1,246

(3) 消防設備士受験準備講習

消防設備士の試験を受験しようとする者を対象に、法令及び構造・整備等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	日 時	申請者	受講者
4類	6/24・6/25	14	14
6類	6/24・6/26	14	14
計		28	28

(4) 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
消火設備	10/1・10/31・11/13・11/15	458	453
警報設備	10/2・10/9・10/29・11/14・11/19	909	900
避難設備・消火器	10/3・10/8・10/30・11/12・11/20	699	697
計		2,066	2,050

(5) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

・受講者数 118名 (11/28・11/29)

(6) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
甲種防火管理 新規講習	5/16・17、5/22・23、6/27・28、7/29・30、 8/29・30、9/3・4、12/19・20、 令和2年1/15・16、2/4・5、2/25・26	1,084	1,032
甲種防火管理 再講習	5/16・6/16・12/16	235	229
乙種防火管理 新規講習	4/26・6/20、8/28、令和2年1/30	259	240
防災管理講習	7/2、令和2年1/31	170	165
防火・防災管理 新規講習 (併催)	8/15・16、9/26・27、10/16・17	377	361
計	22回	2,125	2,027

(7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する者を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として関係事業所のご協力をいただき実施しました。

研修項目	研修日	協 力 事 業 所	申請者数	受講者数
		会 場		
自火報点検	9/5	ホーチキ株式会社	75	71
		かながわ労働プラザ		
消火器実技	9/20	モリタ宮田工業株式会社	20	20
		(同上) 研修室及び実験棟		
計			95	91

2 普及啓発事業等

(1) 会員制度維持事業

講習会・研修会の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、随時情報の提供を行うとともに、消防設備会報（年2回）及びFAXニュースを発行し、全会員に対して各種の情報提供を行いました。

- ・会報 各650部
- ・FAX ニュース 年 3回

(2) 消防用設備点検報告制度普及推進事業

ア 消防用設備等点検済表示管理委員会

平成8年7月に発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の34名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議等を行っています。

開催年月日：令和元年7月18日、令和2年1月28日

また、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議する組織として、小委員会を設けており、委員は次の7名で構成されています。

清水 廣司 委員（委員長）

竹洞 勉 委員 石田 正 委員 木内 忠 委員

一宮 英雄 委員 山田 恵介 委員 大石 潔 委員

令和元年度は、優良点検事業所として新規が4件、再認定が5件ありました。また、優良点検事業所認定等委員会は、点検済表示管理委員会から付託された事項についても審議を行いました。

優良点検事業所認定等委員会は、次の7名で構成されています。

落合 俊雄 委員（委員長）

前田 純一 委員 小関 正男 委員 白根巳喜夫 委員

菅野 光男 委員 小堺 宗二 委員 関 文男 委員

イ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行いました。

令和元年度の交付実績 1,119,000枚

ウ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名、地区別点検推進指導員 4名

実施施設 50施設（うち介護施設5施設、小中学校45校）

教育委員会からの依頼をうけ、学校での保守点検時の立会を実施するとともに、介護施設等の新規開拓を行いました。

エ その他普及啓発事業

① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について寄稿

② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM 会報」（年3回発行）に点検済表示制度について寄稿

③ 「かながわ防災フェア2019」への参加

神奈川県主催の「かながわ防災フェア2019」に参加し、関係団体の協力を得て家庭用防災機材のコーナーを設け、展示、相談及び即売を行う予定でしたが、台風の影響により中止となりました。

令和元年度も、特に広報用ポスターの製作を支援し、事業のPRと参加者募集を行いました。（開催予定 令和元年9月8日）

④ 「かながわ消防フェア2019」への協力

神奈川県主催の「かながわ消防フェア2019」に協力し、FAX ニュース等により広報を行いました。台風の影響により中止となりました。（開催予定 令和元年10月26日）

3 県民等への便宜等の提供

(1) 刊行物販売事業

（一財）日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行いました。

(2) 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セーフティマーク）等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告制度に係る『防火基準点検済証』（26件）、『防火優良認定証』（67件）、『防災基準点検済証』（2件）、『防災優良認定証』（1件）、『防火・防災基準点検済証』（6件）、『防火・防災優良認定証』（7件）の頒布斡旋を行いました。

4 各種会議の開催

(1) 理事会、評議員会

ア 理事会

令和元年5月10日、7月22日、令和2年3月25日

イ 評議員会

令和元年5月29日、6月28日、9月26日

(2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

ア 神奈川県消防課との関係

- ・令和元年度神奈川県消防設備士法定講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通達の情報提供を受けました。

イ 県内消防機関との関係

- ・消防防災業務に係る打合せ会

開催年月日 令和元年7月18日

場 所 シルクセンター地下会議室

参 加 者 32名

実 施 内 容 「川崎市川崎区日進町簡易宿泊所火災後の動向について」

講 師 川崎市消防局予防部 査察課長 大友 正人 様

開催年月日 令和2年1月28日

場 所 シルクセンター地下会議室

参 加 者 31名

実 施 内 容 「相模原を襲った台風の猛威 ～令和元年台風19号～」

講 師 相模原市消防局 参事兼予防課長 佐藤 文男 様

ウ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係

- ・賛助会員として安全センター事業に協力しました。
- ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施しました。
- ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施しました。
- ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入しました。
- ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けました。
- ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けました。
- ・安全センターの「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」の委員として役員を派遣し、事業に協力しました。

エ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係

1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に参加し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行いました。

オ その他の関係機関との関係

（公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣しました。

一 役員等の選任

令和2年度第1回の理事会及び評議員会において、任期満了に伴い、新たに理事及び評議員の選任が行われ、代表理事を選定しました。また、その後の役員等推薦団体に係る人事異動等を受け、書面同意による評議員会により、交代する理事、評議員の選任を行いました。

7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

(一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(令和2年7月末現在 業種別 理事・監事敬称略)

役 職	区 分	氏 名	所 属 ・ 会 社 名	所属役職
理 事 長	消防用設備・機器	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	(一社) 神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事 ・ 空 調	原 宣 幸	神奈川県管工事協同組合連合会 原設備工業株式会社	会長 代表取締役
理 事	消防用設備・機器	遠 藤 卓 哉	ニッタン株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	田 中 幸 男	モリタ宮田工業株式会社	取締役会長
〃	〃	藤 野 一 彦	ホーチキ株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	竹 内 秀 夫	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹 洞 勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	理事長 代表取締役
〃	〃	河 本 伊久雄	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
〃	電 気 設 備	加 藤 哲 郎	(一社) 神奈川県電業協会 協成電気株式会社	副会長 代表取締役
〃	〃	青 博 孝	神奈川県電気工事工業組合 向栄電気工業株式会社	理事長 代表取締役
〃	管 工 事 ・ 空 調	石 田 隆	神奈川県管工事協同組合連合会 神中工業株式会社	理事 代表取締役社長
〃	公 社 ・ 協 会	二 見 稔	(一社) 神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	原 悟 志	(公財) 川崎市消防防災指導公社	理事長
〃	〃	大 石 潔	(一財) 神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防災工業	副理事長 代表取締役
〃	電 気 設 備	立 山 亘 嗣	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

(一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(令和2年7月末現在 業種別 評議員 敬称略)

区 分	氏 名	所属・会社名	所属役職
消 防 機 関	名 取 正 暁	横浜市消防局（消防長会横浜地区長）	予防部長
〃	富 樫 剛	川崎市消防局（消防長会川崎地区長）	予防部長
〃	栗 原 敏 実	相模原市消防局（消防長会相模原地区長）	参事兼予防課長
〃	秋 元 正 実	鎌倉市消防本部（消防長会三浦半島地区長）	予防課長
〃	土 井 義 昭	平塚市消防本部（消防長会湘南地区長）	予防課長
〃	岡 部 健	小田原市消防本部（消防長会県西地区長）	予防課長
〃	中 村 操	伊勢原市消防本部（消防長会県央地区長）	予防課長
消防用設備・機器	一 宮 英 雄	相模原市防災設備協同組合 東京消設株式会社	理事長 代表取締役
〃	佐 藤 康 司	横浜市防災機器販売協同組合 有限会社佐藤防災商会	理事長 代表取締役
〃	武 者 恵 吾	川崎市消防設備協同組合 晃洋商事株式会社	理事長 代表取締役
〃	清 水 廣 司	株式会社清水商工	代表取締役
〃	木 内 忠	共栄防災設備株式会社	代表取締役
〃	野 村 明 弘	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電 気 設 備	山 村 信 幸	神奈川県電気工事工業組合 株式会社美濃屋山村電気	副理事長 代表取締役
〃	松 田 茂	一般社団法人神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役会長
管 工 事・空 調	田 野 口 博 臣	横浜市管工事協同組合	専務理事
〃	鈴 野 和 重	一般社団法人神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	小 林 亨	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会	理事
〃	潮 田 光 正	一般社団法人神奈川県経営者協会防災委員会 三菱重工業株式会社横浜製作所	防災委員会委員 所長代理
〃	倉 田 雅 史	一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナンス	副会長 代表取締役社長
関 連 団 体	坂 野 満	公益社団法人横浜市防火防災協会	常任理事
〃	大 谷 新 一 郎	公益社団法人相模原市防災協会	理事長
〃	飯 田 孝 彦	公益財団法人神奈川県消防協会	会長
〃	佐 藤 正 高	一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

令和2年度事業の概要

◎ 各種講習事業

- ・消防設備点検資格者講習
- ・消防設備点検資格者再講習
- ・消防設備士法定講習
- ・防火・防災管理講習
- ・蓄電池設備整備資格者講習

※今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、中止又は延期等になった講習もあります。(各講習については、協会ホームページに掲載しています。)

◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等それぞれの対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

(1) 消防設備会報の発行

- ・会員対象に年2回発行

(2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加

(3) FAX ニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達等

(4) ホームページでの情報提供＜ <https://www.02-ksk.or.jp> ＞

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ

(5) パンフレット等の配布

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等の配布

◎ 行政機関及び関係機関・団体との連携調整事業

(1) 神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。

- ・消防設備士法定講習を受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業の推進に努めています。

(3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会を受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・(一財) 日本消防設備安全センターの各種保険の事務を取り扱います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進します。

◎消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。
- ・優良点検事業所等の認定制度を推進します。

◎協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、優れた業績を有する個人及び事業所に対し、第20回理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎消防用設備等関係参考図書類斡旋事業

- ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

◎防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋を行います。

令和元年度消防設備士等試験実施結果

消防設備士試験

第1回

(令和元年8月4日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	31	26	5	83.9%	10	16	38.5%
	第1類	250	177	73	70.8%	51	126	28.8%
	第2類	74	58	16	78.4%	26	32	44.8%
	第3類	78	56	22	71.8%	21	35	37.5%
	第4類	247	196	51	79.4%	59	137	30.1%
	第5類	69	49	20	71.0%	17	32	34.7%
	小 計	749	562	187	75.0%	184	378	32.7%
乙種	第1類	51	40	11	78.4%	8	32	20.0%
	第2類	19	17	2	89.5%	6	11	35.3%
	第3類	22	14	8	63.6%	5	9	35.7%
	第4類	194	151	43	77.8%	37	114	24.5%
	第5類	28	25	3	89.3%	11	14	44.0%
	第6類	343	271	72	79.0%	108	163	39.9%
	第7類	86	74	12	86.0%	51	23	68.9%
	小 計	743	592	151	79.7%	226	366	38.2%
合 計		1,492	1,154	338	77.3%	410	744	35.5%

消防設備士試験

第2回

(令和2年2月16日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特 類	35	30	5	85.7%	7	23	23.3%
	第1類	217	150	67	69.1%	32	118	21.3%
	第2類	106	81	25	76.4%	33	48	40.7%
	第3類	91	65	26	71.4%	24	41	36.9%
	第4類	311	220	91	70.7%	84	136	38.2%
	第5類	75	60	15	80.0%	22	38	36.7%
	小 計	835	606	229	72.6%	202	404	33.3%
乙種	第1類	62	44	18	71.0%	16	28	36.4%
	第2類	21	20	1	95.2%	12	8	60.0%
	第3類	38	35	3	92.1%	7	28	20.0%
	第4類	257	201	56	78.2%	76	125	37.8%
	第5類	33	26	7	78.8%	6	20	23.1%
	第6類	402	296	106	73.6%	126	170	42.6%
	第7類	106	87	19	82.1%	60	27	69.0%
	小 計	919	709	210	77.1%	303	406	42.7%
合 計		1,754	1,315	439	75.0%	505	810	38.4%

神奈川県 消防設備会報

危険物取扱者試験

第1回

(令和元年6月16日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	364	319	45	87.6%	128	191	40.1%
乙	第1類	81	76	5	93.8%	64	12	84.2%
	第2類	85	81	4	95.3%	68	13	84.0%
	第3類	128	121	7	94.5%	108	13	89.3%
	第4類	1,302	1,160	142	89.1%	549	611	47.3%
	第5類	125	119	6	95.2%	96	23	80.7%
	第6類	67	66	1	98.5%	57	9	86.4%
	小計	1,788	1,623	165	90.8%	942	681	58.0%
丙	種	35	32	3	91.4%	25	7	78.1%
合	計	2,187	1,974	213	90.3%	1,095	879	55.5%

危険物取扱者試験

第2回

(令和元年9月8日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	409	367	42	89.7%	168	199	45.8%
乙	第1類	110	102	8	92.7%	76	26	74.5%
	第2類	119	113	6	95.0%	79	34	69.9%
	第3類	142	133	9	93.7%	103	30	77.4%
	第4類	1,365	1,205	160	88.3%	590	615	49.0%
	第5類	140	131	9	93.6%	92	39	70.2%
	第6類	106	102	4	96.2%	82	20	80.4%
	小計	1,982	1,786	196	90.1%	1,022	764	57.2%
丙	種	75	67	8	89.3%	52	15	77.6%
合	計	2,466	2,220	246	90.0%	1,242	978	55.9%

危険物取扱者試験

第3回

(令和元年12月1日)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	495	434	61	87.7%	180	254	41.5%
乙	第1類	92	84	8	91.3%	58	26	69.0%
	第2類	111	107	4	96.4%	82	25	76.6%
	第3類	151	139	12	92.1%	107	32	77.0%
	第4類	1,332	1,162	170	87.2%	516	646	44.4%
	第5類	150	145	5	96.7%	108	37	74.5%
	第6類	105	103	2	98.1%	91	12	88.3%
	小計	1,941	1,740	201	89.6%	962	778	55.3%
丙	種	63	59	4	93.7%	42	17	71.2%
合	計	2,499	2,233	266	89.4%	1,184	1,049	53.0%

* 令和元年度第4回の危険物取扱者試験は中止になりました。

——点検済表示制度の推進——

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分とはいえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。令和元年度のラベル交付枚数は1,119,000枚で、前年度より57,990枚の減少という厳しい状況でした。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところでもあります。

令和元年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ①点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ②防火対象物点検時の点検推進指導員派遣
- ③優良点検事業所認定制度の推進
- ④制度推進のための普及啓発（広告、行事参加等）

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いいたします。

点検済表示登録会員数

区 分	平成31年3月末会員数	令和2年3月末会員数
1号表示会員	252	251
2号表示会員	8	7
合 計	260	258

—— 消火器用 ——



—— 消火器以外の設備用 ——



消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(令和2年7月末現在 敬称略)

職 名	氏 名	所 属	役 職
委 員 長	栗 原 敏 実	相 模 原 市 消 防 局	参 事 兼 予 防 課 長
副 委 員 長	間 正 勝 司	横 浜 市 消 防 局	指 導 課 長
副 委 員 長	熊 谷 智 子	川 崎 市 消 防 局	査 察 課 長
委 員	高 橋 努	横 須 賀 市 消 防 局	予 防 課 長
委 員	阿 部 治	藤 沢 市 消 防 局	査 察 指 導 課 長
委 員	土 井 義 昭	平 塚 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	秋 元 正 美	鎌 倉 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	岡 部 健	小 田 原 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	鈴 木 良 彦	茅 ヶ 崎 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	山 田 慶 造	逗 子 市 消 防 本 部	消 防 予 防 課 長
委 員	小 島 伸 幸	厚 木 市 消 防 本 部	参 事 兼 予 防 課 長
委 員	萩野谷 公 一	大 和 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	小 室 俊 之	泰 野 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	中 村 操	伊 勢 原 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	鈴 木 美 典	座 間 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	池 田 肇	海 老 名 市 消 防 本 部	参 事 兼 予 防 課 長
委 員	西 園 晃 則	綾 瀬 市 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	岩 崎 浩 光	大 磯 町 消 防 本 部	消 防 総 務 課 長
委 員	守 屋 博 行	葉 山 町 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	貝 瀬 功	湯 河 原 町 消 防 本 部	警 防 課 長
委 員	石 村 隆 史	箱 根 町 消 防 本 部	消 防 本 部 次 長
委 員	甲 和 洋	寒 川 町 消 防 本 部	予 防 課 長
委 員	小 島 勇	二 宮 町 消 防 本 部	参 事 兼 消 防 課 長
委 員	中 島 孝 祥	愛 川 町 消 防 本 部	消 防 課 長
委 員	池 田 雅 晴	JFE スチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)	環 境 ・ 防 災 部 長
委 員	杉 本 正 之	能 美 防 災 (株) 横 浜 支 社	CS サービス 課 長
委 員	高 宮 広 之	モリタ宮田工業(株)神奈川営業所	課 長
委 員	清 水 廣 司	(株) 清 水 商 工	代 表 取 締 役
委 員	石 田 正	神 奈 川 県 防 災 消 防 協 同 組 合	理 事 長
委 員	竹 洞 勉	防 災 かながわ 協 同 組 合	理 事 長
委 員	佐 藤 康 司	横 浜 市 防 災 機 器 販 売 協 同 組 合	理 事 長
委 員	一 宮 英 雄	相 模 原 市 防 災 設 備 協 同 組 合	理 事 長
委 員	武 者 恵 吾	川 崎 市 消 防 設 備 協 同 組 合	理 事 長
委 員	大 石 潔	(一財)神奈川県消防設備安全協会	常 務 理 事

防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証	防火優良認定証
防災基準点検済証	防災優良認定証
防火・防災基準点検済証	防火・防災優良認定証

■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1のうち、用途・階数・延べ面積に応じて要否が定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

■点検済表示制度

◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時に行い、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



■表示までのフロー

●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い） → 納品 → 表示

■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様（【1】～【6】の説明）	価格
防火基準点検済証	A＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【1】	3,300円
	B 1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,500円
	B 2＝B 1の額縁不要のもの	【3】	3,740円
	N＝壁貼付式	【4】	1,571円
防火優良認定証	L＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	【1】＝厚4mm・重380g ・文字プレート差込式 3,876円
	M 1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,971円
	M 2＝M 1の額縁不要のもの	【3】	3,876円
防災基準点検済証	I＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	【2】＝厚3mm・重610g ・文字刻印式 3,876円
	J 1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,971円
	J 2＝J 1の額縁不要のもの	【3】	3,876円
防火・防災基準点検済証	O＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	【3】＝厚3mm・重230g ・文字刻印式 3,876円
	P 1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,971円
	P 2＝P 1の額縁不要のもの	【3】	3,876円
防災優良認定証	Q＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	【4】＝厚1mm・重110g ・文字シール式・塩ビ 3,876円
	R 1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,971円
	R 2＝R 1の額縁不要のもの	【3】	3,876円
防火・防災優良認定証	X＝壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	【5】＝厚3mm・重280g ・文字刻印式 3,876円
	Y 1＝壁掛式（額縁込）	【2】	5,971円
	Y 2＝Y 1の額縁不要のもの	【3】	3,876円
文字プレート	H＝A用	【6】	838円

備考

- 1 サイズ：A4（縦297mm 横210mm）
- 2 材質：表面＝透明アクリル、背面＝塩化ビニール（N＝透明塩化ビニール）
- 3 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
- 4 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
- 5 B1・M1・J1・P1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
- 6 B2・M2・J2・P2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
- 7 壁掛式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
- 8 A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
- 9 H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています。）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へ FAX にてお申込みください。

⇒防火基準点検済証・・・・・・・・・・・・・様式 1 + 別紙 1 + 必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・・・・様式 1 + 別紙 1 + 必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・・様式 2 + 別紙 2 + 必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・・・・様式 2 + 別紙 2 + 必要書類

納 期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）

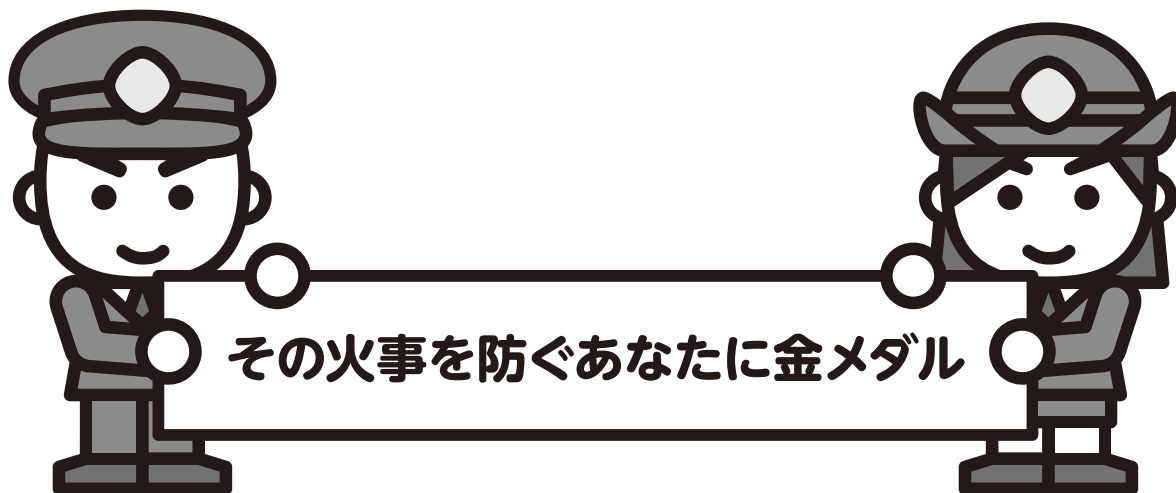
申込受付後、協会より請求書を送付します。

送料についてはお問い合わせください。

申込用紙：当協会のホームページからダウンロードしてください。

U R L：https://www.02-ksk.or.jp

— 2 0 2 0 年度全国統一防火標語 —



〈令和2年1月以降の主な通知等〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第14号	1月17日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について
消防予第40号 消防危第36号	2月18日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	危険物取扱者免状及び消防設備士免状における旧姓記載等の運用について
消防予第49号 消防危第43号	2月25日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	消防法令上の各種免状の取扱いに係る運用について
消防消第44号 消防予第50号	2月26日	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件等の施行について
事務連絡	2月27日	消防庁予防課	令和2年春季全国火災予防運動実施に係る留意事項について
事務連絡	3月19日	消防庁予防課	住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について
事務連絡	3月24日	消防庁予防課	2020年度全国統一防火標語の決定について
事務連絡	3月24日	消防庁予防課	立入検査の重点化・効率化の推進について（教養シミュレーション動画や消防本部の有効な取組事例等の周知）
事務連絡	3月27日	消防庁予防課	防火対象物点検の促進リーフレットの配布について
消防予第72号	3月27日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について
消防予第76号	3月31日	消防庁予防課長	「消防用設備等点検アプリ」（試行版）の運用開始について
消防予第62号	4月1日	消防庁次長	「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について
消防消第96号 消防予第77号	4月1日	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について
消防予第92号	4月7日	消防庁次長	新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第3項に規定する臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について
事務連絡	4月8日	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）
消防予第96号	4月9日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況調査における報告期限の変更について
消防予第101号	4月13日	消防庁予防課長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について
事務連絡	4月30日	消防庁予防課	韓国京畿道利川市における新築工事中の倉庫火災の発生について
消防予第124号 消防危第129号	5月15日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について
事務連絡	5月26日	消防庁予防課	「消防用設備等点検アプリ」（試行版）のリーフレットの送付について
消防予第142号 消防危第144号	5月29日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略等について
消防予第138号	5月29日	消防庁予防課長	厨房用簡易型自動消火装置に係る技術ガイドラインについて
事務連絡	6月1日 (7月22日)	消防庁予防課	飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（情報提供）
事務連絡	6月19日	消防庁危険物保安室	建築物における電気設備の浸水対策ガイドラインを踏まえた危険物施設における風水害対策の推進について
消防総第455号	6月30日	消防庁総務課長	消防法令等に基づく各種手続における旧姓の併記について
事務連絡	8月5日	消防庁予防課	令和2年1月から同年3月までに発生した製品火災に関する調査結果について

(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊行物注文書

(一財)神奈川県消防設備安全協会 御中
下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所	〒	
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊 行 物 名		注文部数	定 価	金 額	備 考
消防設備士試験準備用テキスト						
2000	消防用設備六法			2,200		
2007	電気と機械の基礎知識			880		
2001	消防設備士受験直前対策	第 1 ・ 2 ・ 3 類用		2,255		
2002		第 4 ・ 7 類用		1,430		
2003		第 5 ・ 6 類用		1,540		
2004	消防設備等基本テキスト	消火設備編		3,410		
2005		警報設備編		3,300		
2006		避難・消火器編		2,750		
2008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編		3,025		
2009		第 1 類		2,640		
2010		第 4 類		2,860		
2011		第 6 類		2,420		
一般参考図書						
2017	消防用設備等試験実務必携			3,850		
2018	消防用設備等点検実務必携			4,064		
2019	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,768		
2020	防災英和和英用語集			4,268		
合 計			部			

TEL 045-201-1908 振込み銀行 横浜銀行 本店
FAX 045-212-0971 普通預金：0093790

口座名義: (一財)神奈川県消防設備安全協会

※振込手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便（送料着払い）にて発送いたします。

協会からのお知らせ

○第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

第1種 令和2年12月1日～3日 (申請期間

第2種 令和2年12月8日～10日 令和2年10月5日から10月30日)

第1種 令和3年3月2日～4日 (申請期間

第2種 令和3年3月9日～11日 令和3年1月12日から1月29日)

○第1種・第2種消防設備点検資格者再講習実施日程

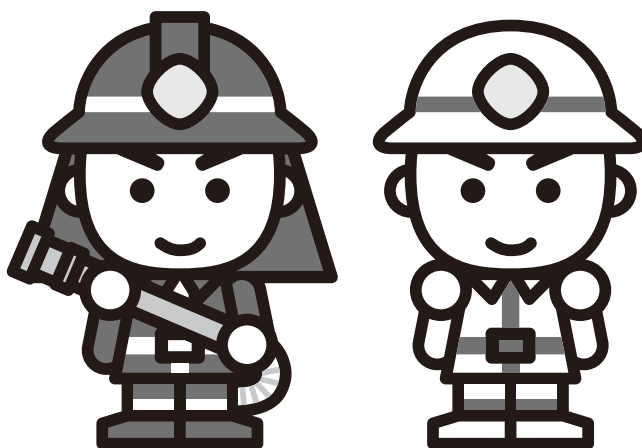
第1種 令和3年1月20日 (申請期間

第2種 令和3年1月21日 令和2年11月2日から11月13日)

第1種 令和3年2月16日・18日 (申請期間

第2種 令和3年2月17日・19日 令和2年12月14日から12月25日)

※ 平成27年度(2015年度)に免状の交付を受けた方が受講対象です。



点検推進指導員派遣制度について

県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し、点検業務に立ち会う制度を実施して、県民の「安全・安心」を支援します。

点検推進指導員派遣制度の流れ

◎点検立会の依頼

建物オーナー、防火管理者及び点検事業者から依頼します。

◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎点検立会確認の通知

点検立会確認書を建物オーナー、防火管理者及び点検事業者に通知します。



優良点検事業所認定制度について

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなどを含め、総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員事業所を、『優良点検事業所』として認定します。

優良点検事業所認定制度の流れ

◎優良点検事業所認定の申請

点検事業者から申請します。

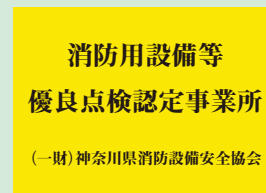
◎点検実施状況の確認

点検推進指導員が保守・点検の実施状況を確認します。

◎優良点検事業所の認定

点検推進指導員の確認結果をもとに、認定等委員会で認定（不認定）されます。

認定後は、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地

(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail: info@02-ksk.or.jp